

## 平成20年金沢市条例第2号

### 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例

(平成20年3月26日公布)

#### (目的)

第1条 この条例は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進について、その基本理念、集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者及び市の役割、基本となる事項等を明らかにすることにより、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この条例において「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成」とは、集合住宅の住民自らが地域社会を構成する一員として、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行うことを目的とする組織(以下「コミュニティ組織」という。)を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存のコミュニティ組織に加わることをいう。

2 この条例において「集合住宅」とは、マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。

3 この条例において「町会その他の地域団体」とは、既存のコミュニティ組織又はその連合組織をいう。

4 この条例において「事業者」とは、集合住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う者をいう。

5 この条例において「コミュニティ」とは、一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

#### (基本理念)

第3条 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりに関する活動には住民の理解と協力による主体的な取組が大きな役割を果たすものであり、その取組を行うにはコミュニティが重要であるという基本的認識のもとに行われるものとする。

2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の主体は集合住宅の住民自身であるという認識のもとに、その自主的な取組を基本として行われるものとする。

3 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅の住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、町会その他の地域団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、集合住宅の住民とこれらの者との相互の理解と連携のもとに、協働して行われるものとする。

#### (集合住宅の住民の役割)

第4条 集合住宅の住民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、コミュニティの必要性についての認識を深めるとともに、住民相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を図るよう努めるものとする。

2 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に当たっては、集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体との連絡及び調整に努めるものとする。

3 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町会その他の地域団体の役割)

第5条 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通して、集合住宅の住民がコミュニティの必要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。

2 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に新たな集合住宅が建築される場合は、当該町会その他の地域団体の活動に関する情報を事業者及び集合住宅に入居する者に提供するよう努めるものとする。

3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に存する集合住宅の住民による集合住宅におけるコミュニティ組織の形成のための取組を支援するよう努めるものとする。

4 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の建築に当たっては、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に配慮した構造、設備等を有する集合住宅の建築を行うよう努めるとともに、良好な近隣関係を損なわないよう、当該集合住宅の周囲の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の販売、賃貸又は管理に当たっては、コミュニティの必要性について集合住宅に入居する者に説明するよう努めるとともに、集合住宅の住民と当該集合住宅の存する区域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るための必要な措置を講じるものとする。

3 市は、基本理念にのっとり、集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者が行う集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行うものとする。

(相談体制の整備)

第8条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、町会その

他の地域団体と連携しながら、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する相談体制の整備を図るものとする。

(人材等の育成)

第9条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。

(事業者による連絡担当者の選任等)

第10条 規則で定める集合住宅の建築主である事業者は、新たな集合住宅の建築を行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、町会その他の地域団体又は市との連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。

(援助)

第11条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第12条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年10月1日から施行する。